

第8期第18回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月25日(木) 午後3時30分から午後4時15分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	△	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	欠員		17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第7 報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)撤回に関する件

第8 報告第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件

第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第2号 農地法第4条の許可を不要とする特例申出に関する件

第11 議案第3号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請に関する件

第12 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件

第13 議案第5号 農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件

第14 議案第6号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第15 議案第7号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 藤田 浩樹、主任 佐々木 理人
穂別支局－支局長 藤野 真稔、主査 長谷山 美香

7. 会議の概要

事務局	総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は25名です。 欠席は5番・渋谷委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第18回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、13番・中田委員、15番・田代委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告6件、議案7件の合わせて13件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページになります。2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載しております。全部で3件、6筆、面積は6筆合計42,387㎡で、1番から2番は息子さんに経営移譲するため一度解約するものです。 3番については、毎月10日に買入協議を終え、所有者が北海道農業公社となるため解約するものです。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑はありませんか。 (発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。
12月につきましては、議案書に記載のとおり、9日に川西川東合同地区委員会、10日に穂別地区委員会を開催しております。

川西地区委員会では、あっせんの申出2件について審議した結果、いずれも申出内容、譲受候補者等適当と判定し、内1件については買入協議が必要と判断したところです。

川東地区委員会では、あっせんの申出1件について審議した結果、申出内容、譲受候補者等適当と判定し、買入協議が必要と判断したところです。

穂別地区委員会では、農用地利用集積等促進計画(案)の利用権設定1件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出2件について審議した結果、いずれも申出内容、譲受候補者等適当と判定し、内1件については、買入協議が必要と判断したところです。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。
報告第2号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第5 報告第3号「農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号、農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件について、ご報告申し上げます。

先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてです。

議案書6ページをお開き願います。

【議案書朗読】

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

17番 1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり特に補足はありません。以上です。

11番 2番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり特に補足はありません。以上です。

21番 3番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり特に補足はあ

2 1 番 りません。以上です。

1 0 番 4 番 5 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり特に補足はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 3 号について、質疑はございませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第 3 号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第 6 報告第 4 号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第 4 号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。議案書は 7 ページです。
【議案書朗読】
なお、買入協議結果については、議案書 8 ページから 1 1 ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上で報告第 4 号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。報告第 4 号について、質疑はありますか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第 4 号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第 7 報告第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の撤回に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の撤回に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書 1 3 ページをお開き願います。
これからご説明申し上げます案件は既に承認していただいております農用地利用集積等促進計画（案）について、やむを得ない事情が生じたため、その旨を報告し承認を頂くものでございます。
番号 1 番についてご説明致します。令和 7 年 1 1 月 2 5 日開催の第 8 期第 1 7 回むかわ町農業委員会総会で承認されました農用地利用集積等促進計画（案）について撤回されたものでございます。
転貸者は北海道農業公社で利用権の設定をする者は■■■■■、借受予定者は■■■■■でございます。
撤回理由は申出者の死亡によるもので、1 1 月総会で承認された後の流れは、促進計画（案）を北海道農業公社へ提出し、北海道農業公社で促進計画（案）の決定及び認可申請をむかわ町に対し行います。その後むかわ町の告示と

事務局 いう流れになります。しかし、北海道農業公社からの農用地利用集積等促進計画（案）の決定及び認可申請前の死亡だったため利用権設定を行うことができず撤回となりました。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

議長 事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。報告第5号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第8 報告第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書は14ページになります。

先月の農業委員会総会で承認いただきました農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、議案書14ページに記載のとおりむかわ町の公告がされましたことを報告いたします。

なお、議案書15ページから16ページに北海道農業公社からの認可申請及び計画一覧を添付しておりますのでご確認願ひします。以上で報告第6号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第6号について、質疑はございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第6号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第9 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書18ページをお開き願ひします。

【議案書朗読】

1、7番番につきましては、相手方の要望により賃貸借するものです。

2番、4番につきましては、平成28年に経営移譲され使用貸借中ですが、期間満了に伴う更新です。

3番、6番につきましては、経営移譲により息子さんに所有農地を使用貸借するものです。

5番、8番につきましては、相手方の要望により売買するものです。

- 事務局 以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議案書20ページから35ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 18番 1番4番について現地を確認してきましたので、報告します。
- 事務局の説明があったとおり1番は[]が[]に農地を賃貸する案件ですが、取得後は麦等を作付けする計画となっています。
- 4番は経営主である[]が、[]からの使用貸借地としている農地の契約期間満了に伴う更新の案件です。現在、水稻、麦、大豆等の作付けを行っており、これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 9番 2番3番について現地を確認してきましたので、報告します。
- 事務局の説明があったとおり2番は経営主である[]が、[]からの使用貸借地としている農地の契約期間満了に伴う更新の案件です。現在、トマト・レタスの作付けを行っております。
- 3番は、[]が、息子の[]に経営移譲するため、使用貸借する案件ですが、取得後は、水稻、麦、豆類を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 1番 5番について現地を確認してきましたので、報告します。
- 事務局の説明があったとおり[]が[]に農地を売買する案件ですが、現在ブロッコリーの作付けを行っており、これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 3番 6番から8番に番について報告します。
- 事務局の説明があったとおり6番は、[]が息子の[]に経営移譲するため、使用貸借する案件ですが、取得後は、水稻、カボチャ等を作付けする計画となっています。
- 7番は[]から[]に農地を賃貸借する案件ですが、取得後はカボチャを作付けする計画をなっております。
- 8番は、[]から[]に農地を売買する案件ですが、現在、牧草を作付けをしており、これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。次に、日程第10 議案第2号「農地法第4条の許可を不要とする特例申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の許可を不要とする特例申出に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書は37ページです。

これは初めての案件となりますが、これまで農地法第4条で許可申請していたものですが、農地法の改正により、特例措置が整備されました。ただし、農地法の手続きが一切不要になると言うことではございませんので、ご承知願います。

今回の申出者は、

より廃水処理施設を建築する計画でございます。

この申し出についての確認・検討事項が4点ございまして、右側の検討事項でございます。1点目は、認定農業者であること、2点目は、農業用施設であること、3点目は、地域計画に記載されていて周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、4点目は、必要に応じて土地改良区・その他の関係者の意見を聴くことです。よって、この項目に適合することになれば、農地法の許可なく、農業用施設を整備することができます。

39ページの申出書をご覧ください。

この様式1枚で町の農用地区域の用途変更も可能になります。これは、むかわ町が農地転用と農用地区域除用途変更の権限委譲されているからです。

記載のとおり認定農業者であり、農業用施設を建築する計画で鶴川土地改良区から当該地については差し支えない旨の意見書をいただいております。

手続きは、総会に諮って可決された場合、38ページの検討結果通知(案)を申出者に通知して、申出者は、本書を受理後に着工が可能となります。

あらためて、特例のメリットとしては、農業用施設の面積要件がないことと、北海道農業会議への意見聴取が省略でき、農用地区域内で事前に町のお墨付きが受けることができれば、総会に諮ることができます。

事務手続きについても通常の農地法4条の手続きよりも、提出書類が少なく、40ページから45ページまでの資料に個人情報で添付できませんが、認定農業者の認定書の写しのみで時間が短縮されるため通常より早めに工事に着手することができます。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
次に、日程第11 議案第3号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請に関する件」を議題といたします。なお、本案件は■■■■が譲渡人、■■■■が譲受人となっており、議事参加できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書は47ページです。

農地売買等事業に関する農用地利用集積等促進計画（案）の要請については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求められています。

【議案書朗読】

1番から5番については、農地売買等事業の即売りタイプの売買による所有権移転です。所有権の移転の時期はいずれも告示日からとなります。

図面につきましては議案書49ページから53ページに添付しておりますのでご確認願います。なお、この計画要請の内容は、54ページに添付しております、機構法第18条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。

続いて議案書55ページをお開きください。

【議案書朗読】

1番から4番は農地売買等事業の貸付タイプで買入協議に伴う所有権移転です。所有権の移転時期は、いずれも告示日からとなります。

図面につきましては、議案書56ページから59ページに添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
次に、日程第12 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書は61ページをお開き願います。

【議案書朗読】

1番について、現在中間管理事業で■■■■が賃貸借をしていますが、経営を移譲することによる権利の移転です。なお、この計画要請の内容は、62ページに添付のあります、機構法第18条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきましては、63ページに添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。
次に、日程第13 議案第5号「農地売買等事業に係る農地移動適正化あつせんに関する件」を議題といたします。なお、本案件は、■■■■が譲受適格者となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局の説明を求めま

議 長 す。

事 務 局 議案第5号、農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明申し上げます。
議案書65ページをお開き願います。
【議案書朗読】
以上、2件の実施につきまして、議案書66ページから67ページに図面を添付してございますのでご確認願います。以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。
次に、日程第14 議案第6号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書69ページをお開き願います。
【議案書朗読】
本件につきましては、報告第2号の地区委員会の報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買等事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。
なお、70ページから75ページに町長宛の要請書、図面を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。
次に、日程第15 議案第7号「現況証明願いの発給に関する件」を議題と
いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書77ページをお開き願います。

【議案書朗読】

願出理由につきまして、公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。現地確認結果として、議案に記載のとおり、宅地化及び雑種地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

議案書78ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに
26 番 補足説明をお願いします。

1番について現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑は
ありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。